

TOMOKO

山口県議会議員 高井ともこ 県政レポート



政治姿勢
見つけ出すこと
考え方創り出すこと
実行すること

ホームページ



Facebook



— こどもや子育てにやさしい休み方改革 — 「家族でやま学の日」

皆様、こんばんは。平素より、県政活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
9月に入り、朝夕には秋の気配を感じる季節となり、皆様は、お変わりなくお過ごしでしょうか。

この度、県政レポート（第4号）をお届けします。皆様に知っていたただきたい情報や、これまでの活動の成果、現在取り組んでいる課題について詳しくまとめております。

本号では、「家族でやま学の日」を新たに特集しましたので、是非ご覧ください。

皆様からのご意見やご要望をしっかりと受け止め、県議会の場で反映できるよう日々努力しております。
少しでも皆様のお役に立てる内容となつていれば幸いです。

私たちの山口県が、これからも豊かで住みやすい地域であり続けるためには、皆様との連携が欠かせません。
今後ともご指導ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

季節の変わり目ですので、どうぞご自愛ください。引き続き、皆様と共に在り全力を尽くしてまいります。

Vol.4
September 2024

ご挨拶

みなさまの心に寄り添って、県政に届けます！

6月定例会質問

- Q1. 観光地におけるデータ集積と活用について
- Q2. 特別な教育的支援を必要とする子どもたちに対する支援の充実について
- Q3. 成年後見制度の利用促進体制の整備について
- Q4. 移住・定住の取組について
- Q5. 竹産業について
- Q6. 成長産業の創出・育成について

Q1. 観光地におけるデータ集積と活用について

A.

1 ①やまぐちDMOをデータ活用による
観光振興
今後の取組み ②市町や関係団体との連携

2 ①宿泊旅行統計調査・観光動態調査
②携帯電話の位置情報
③観光地でのアンケート調査
データ集積

3 ①観光ルートの開発
②ターゲティング広告
③絶景・体験・グルメをテーマにした誘客活動
④市町とのデータ共有による観光政策の実施
⑤インターネットでの情報発信
データ分析

Q2. 特別な教育的支援を必要とする 子どもたちに対する支援の充実について

A：現在、県教育委員会では、通常の学級に在籍する特別な教育的支援が必要な児童生徒に対して、個別の教育支援計画に基づく支援を行い、通級指導教室を活用した個別指導を充実させています。また、校内支援体制を整えるため、校長のリーダーシップを強化し、全教員が特別支援教育の視点を持つよう、研修を行っています。今後は、全ての教員が特別支援教育に対応できるよう校内支援体制をさらに強化し、ICTを活用した教材や支援ツールを効果的に取り入れることで、授業改善にも取り組みます。さらに、特別支援が必要な子どもたちへの個別支援計画を継続し、小学校から中学校、高校までの進学過程での引き継ぎを確実に行うことで、長期的かつ一貫した支援を実現していきます。

6月17日～7月5日までの18日間に行われた定例議会の一般質問を致しました。

詳細につきましては山口県議会のホームページより本会議の議事録をご覧いただけます



※なお、編集の都合上、議会での質問の順番が異なっております。議事録の更新には、一定の時間をする場合がございます。現在確認できる情報は出来る限りレポート内に盛り込んでおりますが、詳細情報が必要な場合は今しばらくお待ちいただけますよう、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

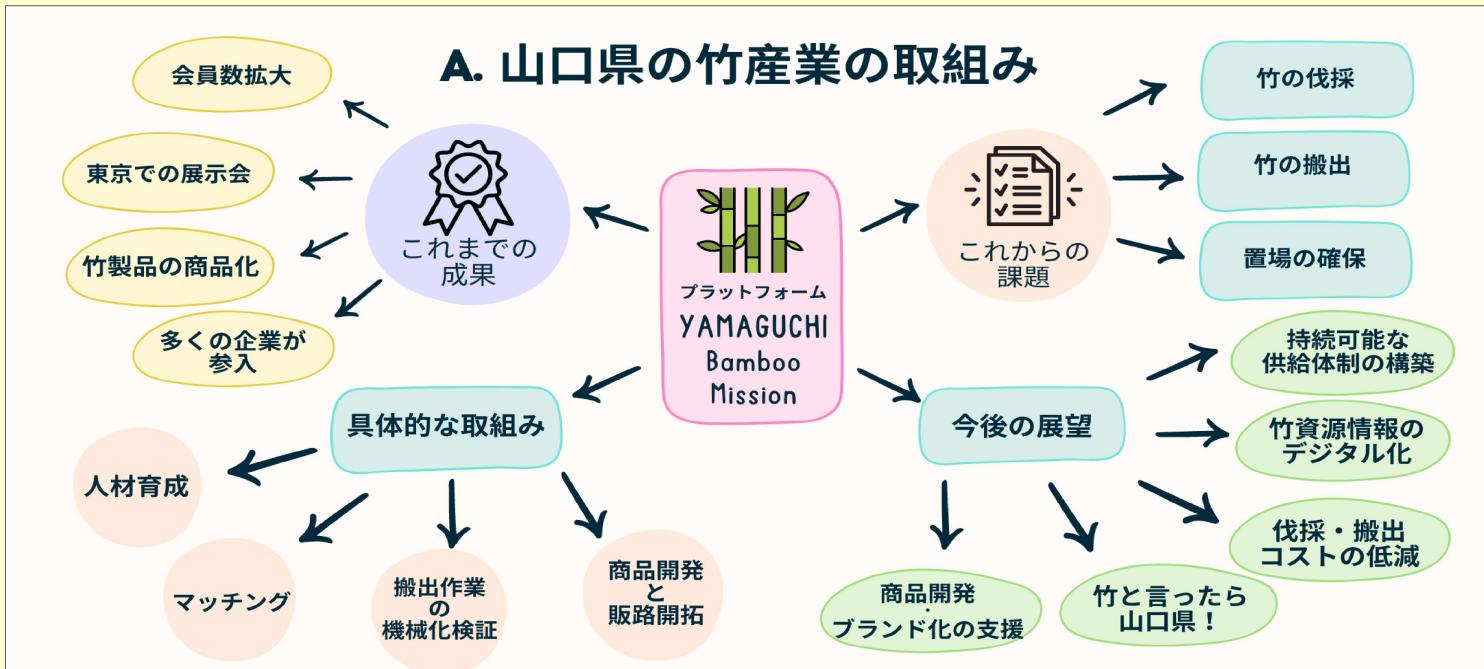
Q3. 成年後見制度の 利用促進体制の整備について

A：成年後見制度は、判断能力が低下した方の権利を守るために重要であり、今後さらにニーズが高まります。県では、全市町での「利用促進計画」策定と中核機関の整備を支援し、今年度中に全市町で計画が完了する見込みです。今後は、県民への周知活動や市町職員の研修を行い、弁護士会や社協などと連携しながら、市町の体制強化を支援していきます。県は、認知症や障害を持つ方が安心して暮らせるよう、制度の利用促進体制の充実に努めます。

Q4. 移住・定住の取組について

A：県では、これまで東京・大阪の移住支援センターやセミナーを通じて、移住者数を増加させることに成功しました。昨年度は4,312人と過去最高を記録し、移住希望者からの関心の高さがうかがえます。今後は、さらに若者や子育て世代のニーズに対応するため、デジタルマーケティングを活用し、個々の関心に合った情報発信を強化します。また、「住まいのコンシェルジュ」を配置し、空き家を活用した住まいの提供や、県営住宅を使った「お試し暮らし住宅」の整備を進めています。さらに、SNSを活用して地域住民との交流を促進し、移住者が地域に溶け込み、長く住み続けられる環境を整備しています。これらの取り組みを通じ、移住・定住の促進を着実に進めてまいります。

Q5.竹産業について



Q6.成長産業の創出・育成について

分野	主な取組	成果	今後の展望
宇宙技術	大学発ベンチャー企業による国の大 型実証事業への採択、衛星データ を活用したサービス開発を支援。	衛星データを活用した サービスの社会実装が進展。	関連分野の企業誘致、地域経済の 成長を推進。
医療・健康分野	最先端がん免疫療法研究や再生医療 プロジェクトの推進。 山口大学発ベンチャーの上場支援。	がん免疫療法の研究進展、 リハビリテーションプロジェクトの 開始。	医療サービスの向上と地域住民の 健康増進を目指す。
デジタルトランスフォーメーション(DX)	DX推進の加速化を図り、AR技術を 活用した脳外科手術ナビゲーション システムやクリーンエネルギー供給 の効率化システムを開発。	新たな技術革新と ビジネスモデルの創出。	DX推進を通じた産業成長、新たな ビジネスチャンスの創出を目指す。
バイオ技術分野	県内企業と山口大学による新たな DNA製造技術の開発を支援。	大容量DNA製造技術を用いた 新規起業の実現。	バイオ関連分野の事業化促進と 技術革新の加速。
環境 ・ エネルギー分野	環境技術を活用したエネルギー 供給効率化プロジェクトの支援。	クリーンエネルギー供給システムの 実用化に向けた開発進展。	クリーンエネルギー技術の 普及促進と地域課題の解決に貢献。

2024年活動写真館mini

様々な活動の中から掲載可能なものを取り上げております。

Facebookページ

<https://www.facebook.com/tomoko.takai.77>



5月25日 東京視察



6月7日 中国地方県議会議員交流会



6月8日 中国地方議員団野球大会



7月9日 文教警察委員会県外視察



少子化・人材育成確保対策特別委員会



YAMAGUCHI Bamboo Mission

特集「家族でやま学の日」について

特別政策委員会で採択

休業日以外でも家族と過ごせる休み方改革

令和6年度から、山口県で「家族でやま学の日」が新たに導入されることになりました。

この日は「未来につながる家庭での体験的な学びや探究的な学び」を支援するために設けられ、特別政策委員会での提案が採択されたことにより実現しました。

「やま学」とは、「やまぐち型地域体験・探求学習」の略称で、山口県全体でワーク・ライフ・バランスをより豊かにするための新しい学び方と休み方です。県内の公立学校(小・中学校、高等学校、特別支援学校)に通う子どもたちを対象に、保護者の休暇に合わせて、土日祝日以外でも事前に申請することで、年間で最大3日間、学校を休んで地域や家庭での学びを行うことができます。この取り組みは、生徒の校外での自主学習活動を奨励するためのもので、休んだ日は「欠席」として扱われず、学校からの「出席停止等」と同じ扱いになるため、生徒の出席日数には影響しません。特別政策委員会の提案に基づき、家庭や地域の中での新しい学びの形を広め、地域の魅力を再発見しながら、家族との時間を大切にすることができます。

皆様にぜひとも、この取り組みを県外に住んでいるご家族や親戚の方との話題にしていただき、山口県の新しい学びの形を広めていただくとともに、皆様の生活の中でも積極的に活用していただければ幸いです。

皆様の応援とご理解を賜り、さらに多くの人々に知っていただけるよう努めてまいります。

活用までの流れ

01



計画

02



申請手続き

03



家族で楽しむ

04



振り返る

活動のポイント

- 「家族で一緒に過ごす時間」が大事
- 「何を学ぶか」をこどもと話し合う
- 「やまぐちで学ぼう」
- 「やまぐちを学ぼう」
- 【学びのキーワード】
自然・科学・環境・実験・観察・
産業・スポーツ・文化・芸術・
歴史・地理・伝統芸能・見学…等
- 「楽しかった」だけで終わらない

◆申請時の留意点について◆

- 「家族でやま学の日」は原則として一週間前までに事前に申請手続きが必要です。
学校に相談し、しっかりとした計画を立て学習活動を行いましょう。
- 学校行事や考查などのため「家族でやま学の日」を取ることが出来ない日もあります。
詳しいことは学校へお問い合わせください。
- 「家族でやま学の日」を活用して受けられなかった授業内容は原則、家庭で補うこととなります。

ご連絡

高井事務所から皆さまへ

最近、住所不明等の理由で一部の郵便物が返送されるケースが増えております。お引越しや転居などにより住所や連絡先、あるいは家族構成が変更となった場合、誠にお手数ではございますが、右記の当事務所までご連絡をいただければ幸いです。

発行：高井ともこ事務所

〒755-0153

山口県宇部市床波5丁目10番1号

TEL & FAX 0836-52-7722

mail : t.takai.ubeoffice@gmail.com